

定 款

東京ボード工業株式会社

2025年 10月 17日現在

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、東京ボード工業株式会社と称し、英文ではTOKYO BOARD INDUSTRIES CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 木材、単板、合板、削片板、の製造・加工および販売
- (2) 木材、山林、の売買および製材事業
- (3) 不動産（駐車場含む）の管理、運営および賃貸
- (4) 産業廃棄物および一般廃棄物処理業に関する事業
- (5) 建物の内装業
- (6) 総合リース業
- (7) 接着剤の製造、加工および販売
- (8) 広域認定制度指定品目の収集運搬およびコンサルティング業務
- (9) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集運搬業務
- (10) 廃木材再生品の企画開発、加工および販売
- (11) 木質ペレットおよびブリケットの製造・加工および販売
- (12) 自然再生可能エネルギーによる発電・売電事業
- (13) 廃棄物処理・処分施設にかかるコンサルティング・企画設計および施設管理の受託
- (14) 廃棄物処理に関する機械、資材および情報管理システムの開発および販売
- (15) 廃棄物処理および再資源化に携わる人材の教育研修
- (16) 廃棄物の転換、減量化、再資源化に関するコンサルティング業務および調査・研究、技術開発
- (17) 汚染物質（水・大気・土壌）除去のための企画設計、コンサルティングおよび機器の販売ならびに汚染物質の汚染測定業務
- (18) 環境影響評価業務
- (19) 廃棄物排出事業所においての廃棄物減量化および再利用、再資源化に関するコンサルティング業務および管理運営・作業代行
- (20) 建築工事業、電気工事業、空調設備工事業、衛生設備工事業、内装工事業、建具工事業、電気通信工事業、解体工事業
- (21) 建築用資機材、店舗用設備、内装用資機材、家具、什器備品の販売

- (22) 港湾運送業・いかだ運送業
- (23) 木材の検量および検数事業
- (24) 水面木材倉庫業および保管事業
- (25) 通関および保税業務
- (26) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3 条

当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第4 条

当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5 条

当会社の発行可能株式総数は、普通株式1,312 万株とする。

(単元株)

第6 条

当会社の単元株式数は100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7 条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189 条第2 項各号に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
- (2) 会社法166 条第1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8 条

当会社は株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部または一部を取得することができる。

- 2 当会社は、自己の株式の取得について会社法第160 条第1 項の規定による決定をするときは、同条第2 項および第3 項の規定を適用しない。

(株主名簿管理人)

第9 条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10 条

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3 章 株主総会

(招集)

第11 条

定時株主総会は、毎事業年度終了後3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12 条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2 月末 日とする。

(招集権者および議長)

第13 条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会資料の電子提供措置)

第14 条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15 条

株主は、当社の議決権を有する他の株主1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16 条

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309 条第2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2 以上をもって行う。

(議事録)

第17 条

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18 条

当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19 条

当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第20 条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21 条

取締役の任期は、選任後1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22 条

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1 名および、取締役名誉会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24 条

取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25 条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26 条

当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27 条

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- 2 第26 条の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役の報酬等)

第28 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29 条

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423 条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423 条第1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5 章 監査役および監査役会

(監査役の設置等)

第30 条

当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31 条

当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第32 条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33 条

監査役の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34 条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35 条

監査役会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第36 条

監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第37 条

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役の報酬等)

第38 条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39 条

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423 条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423 条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40 条

当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人との責任限定契約)

第41 条

当会社は、会計監査人との間で、会社法第423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7 章 計 算

(事業年度)

第42 条

当会社の事業年度は、毎年3 月1 日から翌年2 月末 日までとする。

(期末配当金)

第43 条

当会社は、株主総会の決議によって毎年2 月末 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第44 条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年8 月31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454 条第5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45 条

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

第 42 条の規定にかかわらず、2025 年 4 月 1 日から始まる第 81 期事業年度は、2026 年 2 月 28 日までの 11 か月間とする。

- 2 本附則は、第 81 期事業年度終了後これを削除する。